生産緑地の買取申出の手続きについて

1 買取申出の要件(生産緑地法(以下「法」)第10条及び第10条の5)

生産緑地の所有者は、次の要件のいずれかに該当する場合には、市長に対して生産緑地の買取りを申し出ることができます。

- (1) 生産緑地の告示の日から30年を経過した場合
 - ※特定生産緑地の場合は、申出基準日(生産緑地の告示の日から30年を経過する日)から10年を経過した場合
- (2) 農業の主たる従事者が死亡した場合
- (3) 農業に従事することを不可能とさせる故障を有する場合

2 必要書類

_ ~					
	書類名	備考			
1	生産緑地買取申出書	実印の押印が必要			
2	生産緑地に係る農業の主たる従	柏原市農業委員会が発行			
	事者についての証明書(原本)	※ 買取申出の要件(1)に該当する場合は不要			
3	位置図(市内地図)	住宅地図等に土地の位置を明示したもの			
4	公図	公図に土地の位置を明示したもの			
5	土地登記簿謄本	当該土地の所有者がわかるもので最新のもの			
6	所有者の印鑑証明書	3ヶ月以内のもの			
		※ 相続登記が済んでいない場合は相続人全員分必要			
7	遺産分割協議書	※ 相続登記が済んでいない場合に必要			
8	死亡のわかる戸籍謄本	※ 買取申出の要件(2)に該当する場合に必要			
9	医師の診断書 (原本)	※ 買取申出の要件(3)に該当する場合に必要			
10	所有権以外の権利の消滅確約書	実印の押印が必要			
		当該生産緑地が他人の権利の目的となっている場			
		合に必要			
		(所有権以外の権利者から本確約書への同意を得			
		ることができない場合は、それらの権利を抹消し			
		た上で、買取申出を行ってください)			
		※ 財務省の抵当権において、税務署から担保物解除書が発			
		行されている場合は、その書面をもって本確約書の書面に			
		代えることができます			
11	その他必要な書類	委任状 等			
					

※各1部提出。4~9は原本還付可。

3 買取申出の流れ

- ① 市長は、申出を受理した日から1ヶ月以内に、買い取るか買い取らない旨の通知をします。
- ② 市長が買い取らない場合は、他の農業従事者に斡旋します。
- ③ 他の農業従事者への斡旋が不成立となり、申出受理日から3ヶ月以内に生産緑地の所有権の移転が行われなかったときは、生産緑地地区内における行為の制限が解除されます。

4 農業に従事することを不可能にさせる故障について

生産緑地法施行規則(以下「規則」とする)第5条に規定する農業に従事することを不可能にさせる故障は、次のような病気や怪我などです。

- (1) 規則第5条第1号イからトに該当するもの
- イ 両眼の失明
- ロ 精神の著しい障害
- ハ 神経系統の機能の著しい障害
- ニ 胸腹部臓器の機能の著しい障害
- ホ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
- へ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
- ト イからへまでに掲げる障害に準ずる障害

(2) 規則第5条第2号に該当するもの

(=) (())(())(())(())(())(())(())(())(())				
その他事由	判断基準	提出書類		
1年以上の入院	病院等に1年以上入院し、	入院証明書又は医師の診断書		
	又は1年以上入院すること	等において1年以上の入院が		
	が確実な故障	必要と判断できるもの		
老人ホーム等への入所	養護老人ホーム、特別養護	入所証明書当		
	老人ホーム、有料老人ホー			
	ム等への入所			
医師の診断書等を基に、農	高齢や病気、怪我等によ	・医師の診断書等		
業に従事することが不可能	り、今後継続的に農業に従			
な故障を有している認めら	事することが不可能である			
れる場合	と医師の診断書等によりわ			
	かること			

- ※医師の診断書等には、病名、症状及び<u>今後継続的に</u>農業に従事することができない旨 等が記載されている必要があります。
- ※診断書等の書類だけで判断ができない場合は、追加資料の提出や申請者、その家族および病院等の関係機関への聞き取り調査をさせていただく場合があります。